

鹿児島県事業継続緊急支援金

- 新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、2020年12月から2021年2月までの間、ひと月の事業収入が大きく減少している県内事業者の事業継続を図るため、事業全般に広く使える支援金を給付します。
- 感染拡大警報の発令に伴う飲食店への営業時間短縮要請や、感染拡大地域からの来県自粛要請、県民への往来自粛要請により大きな影響を受けている事業者については、支援金を拡充（上乘せ）します。

1 申請期間

令和3年2月26日(金)から3月31日(水)まで ※当日消印有効

2 対象者

- 原則として、対象期間（2020年12月から2021年2月まで）のうち、ひと月の事業収入が2019年又は2020年の同月比で**70%以上**減少している次の事業者
 - ・ 個人事業者
 - ・ 中小法人等(中小企業、医療法人、農業法人、NPO法人 等)
- 次の事業者に対しては、減少率の要件を**50%以上**に引き下げるなど支援内容を拡充します。
 - ・ 飲食店(営業時間短縮要請対象外の店舗を有する事業者のみ) ・ タクシー ・ 運転代行
 - ・ 飲食店と直接取引がある事業者 ・ 宿泊業 ・ 旅行業 ・ 貸切バス ・ レンタカー

3 支援金の金額

業種	地域	鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、鹿屋市、奄美市	左以外の市町村
飲食店		<ul style="list-style-type: none">・ 事業収入70%以上減少➡ 支援金額 上限20万円 <p>※営業時間が21時までの施設については、右記と同じ支援</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 事業収入70%以上減少➡ 支援金額 上限30万円・ 事業収入50%以上減少➡ 支援金額 上限20万円
飲食店の直接取引先 タクシー、運転代行 宿泊業、旅行業 貸切バス、レンタカー			<ul style="list-style-type: none">・ 事業収入70%以上減少➡ 支援金額 上限30万円・ 事業収入50%以上減少➡ 支援金額 上限20万円
その他			<ul style="list-style-type: none">・ 事業収入70%以上減少➡ 支援金額 上限20万円

給付額は、上限額を超えない範囲で、2019年又は2020年の年間事業収入から、対象月の事業収入×12を差し引いた額。詳細は「鹿児島県事業継続緊急支援金 申請要領」をご確認ください。

お問い合わせ先

鹿児島県事業継続緊急支援金コールセンター
☎099-248-7334 (9:00～17:00 土日祝除く)

4 給付対象の主な要件

- ① **個人事業者**／申請日時点において、鹿児島県内に主たる事業所を有する又は納税地を鹿児島県内としている者
- 中小法人等**／申請日時点において、鹿児島県内に本店又は主たる事務所(いずれも登記簿上の記載)を有しており、次の要件を満たす中小企業、医療法人、農業法人、NPO法人等
- ア. 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
 - イ. 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
- ② 2020年12月から2021年2月までの期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2019年又は2020年の同月比で事業収入が相当減少した月があること。
- ③ 2020年11月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること。
- ④ 性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者、政治団体、宗教上の組織若しくは団体でないこと。

5 申請書類

【指定様式】

- ・申請書類送付状
- ・支援金交付申請書兼請求書
- ・誓約書

※指定様式には必要事項を記入、押印の上、必要書類とともに提出してください。

【必要書類】

- ・確定申告書類の写し
- ・対象期間の売上台帳等の写し
- ・本人確認書類(運転免許証の写し等)
- ・振込先口座通帳の写し
- ・業種・営業形態が分かる資料(営業許可証の写し等)

給付要件などによって必要な書類が異なります。「申請要領」を必ず確認してご準備ください。

支援金交付申請書兼請求書、誓約書及び申請要領は県ホームページからダウンロードすることができます。

鹿児島県事業継続緊急支援金 [検索](#)

※県内各地域振興局・支庁(離島事務所含む)、各市役所、町村役場、各商工会議所、商工会、(公財)かごしま産業支援センターでも配布しています。

6 申請方法

簡易書留又はレターパックで郵送

宛先 鹿児島県事業継続緊急支援金給付事業事務局
〒892-0825 鹿児島市大黒町1-3 ブラザー鹿児島ビル3階-1

鹿児島県事業継続緊急支援金の不正受給は犯罪です！

!事業実態なし !売上の偽装 !感染症無関係 !その他虚偽の申請
国の持続化給付金では懲役判決の事例もあります。